

令和5年度 保育施設転園申込書

令和 年 月 日

入園申込児童 住所 郵便番号 盛岡市 フリガナ 生年月日 平成 令和 年 月 日 (満 歳 か月) 氏名 性別 男 女 身障者手帳等の有無 無 有 (級)

保育の実施を希望する期間 令和 年 月 0 1 日から 希望月に入園できない場合 申込みを取下げ 空き待ちをする (空き待ちを希望する場合は、令和6年3月まで継続して選考します) 現在の保育施設 通知書番号 希望保育時間 午前 時 分から 午後 時 分まで 標準時間 短時間 父の勤務時間 午前 時 分から 午後 時 分まで 平均勤務日数 月平均 日 不定期 母の勤務時間 午前 時 分から 午後 時 分まで 平均勤務日数 月平均 日 不定期 転園を希望する理由 兄弟姉妹と同じ園に通わせたいため 自宅・勤務先から遠いため その他 () 転居のため (転居日 令和 年 月 日頃 新住所 ())

(児童との続柄)

父母・祖父母の状況 父 氏名 生年月日 昭和平成 同居・別居の別 同居 別居 (住所) 身障者手帳等の有無 無 有 (級) 日中の状況 勤務先・通学先等 母 氏名 生年月日 昭和平成 同居・別居の別 同居 別居 (住所) 身障者手帳等の有無 無 有 (級) 日中の状況 勤務先・通学先等 ※就労内定又は産後休暇・育児休業後の職場復帰予定の方⇒就職・職場復帰予定日 父 令和 年 月 日 母 令和 年 月 日 (父方) 祖父 氏名 生年月日 昭和平成 同居・別居の別 同居 別居 (住所) 身障者手帳等の有無 無 有 (級) 日中の状況 勤務先・通学先等 (父方) 祖母 氏名 生年月日 昭和平成 同居・別居の別 同居 別居 (住所) 身障者手帳等の有無 無 有 (級) 日中の状況 勤務先・通学先等 (母方) 祖父 氏名 生年月日 昭和平成 同居・別居の別 同居 別居 (住所) 身障者手帳等の有無 無 有 (級) 日中の状況 勤務先・通学先等 (母方) 祖母 氏名 生年月日 昭和平成 同居・別居の別 同居 別居 (住所) 身障者手帳等の有無 無 有 (級) 日中の状況 勤務先・通学先等

(児童との続柄)

児童の世帯員(父母・祖父母を除く) 氏名 生年月日 大正 昭和平成 令和 日中の状況 勤務先・通学先等 身障者手帳等の有無 無 有 (級) 氏名 生年月日 大正 昭和平成 令和 日中の状況 勤務先・通学先等 身障者手帳等の有無 無 有 (級) 氏名 生年月日 大正 昭和平成 令和 日中の状況 勤務先・通学先等 身障者手帳等の有無 無 有 (級) 氏名 生年月日 大正 昭和平成 令和 日中の状況 勤務先・通学先等 身障者手帳等の有無 無 有 (級) ひとり親家庭 母(父)子家庭 (離婚 死別 未婚) 準母(父)子家庭 (離婚前提別居による) 年 月から 生活保護の状況 受けていない 受けている (平成 令和 年 月 日開始 担当者) 申請中 日中の連絡先 父 自宅 携帯 職場 () 優先順 母 自宅 携帯 職場 () 優先順

※盛岡市使用欄

保育施設入園に関する同意書及び誓約書

保育施設入園申込時から入園前まで

- 保育施設入園申込案内を読み、内容について了解しました。
- 転園が内定した場合、内定を辞退し転園申し込みを取下げ、元の保育施設に戻ることはできません。
- 育児休業中の転園申込みは原則できません。また、転園申込み中に育児休業に入る場合は申し込みが取下げになります。
- 希望保育施設の受入年齢、開所時間、延長保育時間について了解しています。
- 申込月時点で受入年齢を満たしていない施設を希望した場合は、満たした月から選考の対象となります。
- 書類に記入した内容（保育を必要とする事由、住所、家族、勤務形態、健康状態等）について偽りがなく、事実と異なる事項はありません。（事実と異なる場合、入園決定取消や、退園となります。）
- 入園申込時に申請した保育を必要とする事由が、入園前に変更となった場合は直ちに報告し手続きします。（変更しなかった場合、虚偽の申請とみなされる場合があります。虚偽とみなされた場合は、入園決定取消や、退園となります。）
- 転職した場合、直ちに報告し手続きします。（転職に伴う就労時間の変更等により、利用調整時の点数が変わる場合には、入園決定通知後でも入園決定取消となり再選考となります。）
- 育休（産休）等終了後の職場復帰のため申込をしており、時短勤務となる場合は、速やかに報告します。
- 利用希望しているお子様に、重篤なアレルギー、病歴や障がい等がある場合は、事前に医療機関に集団保育の可否を確認済
- 入園選考時や入園後に必要となる児童の健康状態、病状や医療的ケアの内容等について関係する医療機関（主治医等）や保健師等へ問い合わせることがあります。

保育所施設入園後から

- 入園後、利用申込時の内容に変更がある場合は教育・保育給付認定変更申請書兼変更届を提出してください。変更しなかった場合、虚偽の申請とみなされる場合があります。虚偽とみなされた場合は、退園となります。また、申請内容、ご家庭の状況、健康状態などについて、原則施設と情報共有させていただきます。
- 育児休業から復職予定で申込をし内定した場合で、入園した翌月の15日までに復職したことが確認できない場合は、内定取消または退園となります。
- 妊娠中であるか、または産後間もないことを理由に入園をした場合は、産後休暇の終了する月の末日で退園となります。退園した翌月以降も保育施設を利用したい場合は再度申込が必要です。（育児休業を理由とする申込は原則できません。）
- 求職中で入園決定した方は、3か月以内に就労しない場合は退園となります。また、入園後3か月以内に就労しても、就労要件（月48時間以上）を満たしていない場合は、3か月目の月末で退園となります。
- その他、次のような場合にも退園となります。
 - ・ 保育を必要とする事由がなくなった場合。
 - ・ 期日までに就労証明書等の提出がなく、保育の必要性が確認できない場合。
 - ・ お子様が疾病等により集団生活が難しくなった場合。
 - ・ 正当な理由なく保育施設の利用がない状態が2月以上続いた場合。
 - ・ 盛岡市外に転出した場合（転出先の市区町村との間で、継続利用の合意が得られた場合を除く）。
- 申請児童と生計を一にする家族の住民記録、税情報及び福祉に係る情報等の必要な情報について調査することがあります。
- 保育料等は、世帯の市民税額により算定します。家計の主宰者が父母以外の場合、家計の主宰者の税額を合算し、保育料等を算定することがあります。
- 市民税額や、世帯状況等が変更になった場合は、保育料等も変更となる場合があります。
- 保育料は、1か月単位となっています。月の初日時点で在籍していれば、実際の登園状況にかかわらず、1か月分の保育料がかかります。

盛岡市福祉事務所長 様

上記全ての事項について確認及び同意し、入園申込書及び提出した書類に虚偽がないことを誓い申込みます。また、事実と相違があった場合や書類の提出がなされない場合、入園決定取消や退園となっても異議はありません。

申込保護者氏名

※申込保護者は、教育・保育給付受給資格認定の申請者と同一の方である必要があります。